

雇用にかかる費用を 助成します！

令和6年度 ふくしま産業復興雇用支援助成金
(雇入費・住宅支援費)のご案内

雇入費

1事業所あたり

最大**2,000**万円助成

住宅支援費

1事業所あたり

最大**720**万円助成

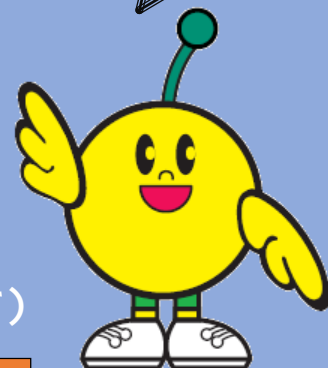
8/1 **木** 募集スタート

申し込み〆切り：12/13 **金** 当日消印有効

提出方法：郵送（雇用労政課助成金担当宛て）

ふくしま産業復興雇用支援助成金

検索



キビタン©福島県

詳しい要件や申請の手順は、『ふくしま産業復興雇用支援助成金支給要綱』及び『申請の手引き』を県ホームページからダウンロードの上、ご確認ください。

お問合せ先

福島県 雇用労政課 助成金担当

TEL 024-521-7290

MAIL koyourousei@pref.fukushima.lg.jp

HP <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/joseikin2601.html>



申請要件

注) このフローチャートは申請要件の全てを網羅している訳ではありません。支給要綱及び申請の手引きをご確認の上、申請をお願いします。ご不明点等がございましたら、福島県雇用労政課へお問合せください。

STEP1

雇入費・住宅支援費 共通項目 (下記2項目に当てはまることをご確認ください。)

- ☑ 県内の中小企業である。(ただし被災15市町村※1の事業所は大企業も可。)
- ☑ 雇入れに先立ち、県指定の産業政策(補助金又は融資)※2を受けて設備投資している。

※1 被災15市町村とは、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯館村の15市町村です。

※2 県指定の産業政策については、県ホームページから御確認ください。

STEP2

申請を希望する助成金のフローチャート

雇入費



本助成金を受給したことが無い事業所である。

YES

申請する支給対象労働者は、令和5年12月16日以降に雇入れた求職者である。

NO

申請する支給対象労働者の雇入れ日は、令和4年度又は令和5年度申請の雇入れ日が最も早い雇用者から2年以内である。

NO

過去に本助成金を受給していたが当該助成対象期間が終了しており、その際に認定を受けた産業政策を複数回実施している。

YES

申請する受給要件労働者は、期間の定めのない雇用又は1年以上の有期雇用(更新可能)で、雇用保険に加入している。

NO

YES

申請する支給対象労働者は平成23年3月11日時点で岩手県・宮城県・福島県に在住又は在勤しており、かつ事業所にて雇用される直前の時点で失業状態にあった。

NO

YES

雇入費の助成金を申請できる可能性があります。

申請不可

住宅支援費



本助成金を受給したことが無い事業所である。

YES

申請する受給要件労働者は、令和5年12月16日以降に雇入れた求職者である。

NO

申請する受給要件労働者の雇入れ日は、令和4年度又は令和5年度申請の雇入れ日が最も早い雇用者から2年以内である。

NO

過去に本助成金を受給していたが当該助成対象期間が終了しており、その際に認定を受けた産業政策を複数回実施している。

YES

申請する受給要件労働者は、期間の定めのない雇用又は1年以上の有期雇用(更新可能)で、雇用保険に加入している。

NO

YES

雇入れに先立ち、住宅手当の導入・拡充もしくは住宅の新規・追加借上げを行った。

NO

受給要件労働者は、雇入れ日において、借上げ住宅に居住している又は住宅手当の支給対象となっており、その取組による支援を受けている。

NO

YES

住宅支援費の助成金を申請できる可能性があります。

申請不可

よくあるご質問

Q1. 県指定の産業政策にない補助金又は融資を受ける場合でも、申請できますか？

A1. 産業政策一覧に記載がない事業でも対象になる場合があります。雇用労政課までお問合せください。

Q2. 複数の支店・施設等を所有している場合でも、申請は1回のみですか？

A2. いいえ。申請は、事業所単位で受け付けております。